

資料編

資料 1. 宇陀市総合計画条例

資料 2. 諮問書

資料 3. 答申書

資料 4. 検討の体制

資料 5. 検討の経過

資料 6. 審議会の委員

資料 7. 用語集

宇陀市総合計画条例

平成29年3月24日

宇陀市条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市の目指すべき将来像並びにその実現のための基本目標及び施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の施策の大綱に基づき、基本的な施策の方向性を体系的に示すものをいう。

(策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定する。

(位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第5条 総合計画は、その位置付けを踏まえ、総合的な見地から策定するものとする。

- 2 総合計画は、市民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で策定するものとする。
- 3 総合計画は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定するものとする。
- 4 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(宇陀市総合計画審議会への諮問)

第6条 市長は、総合計画を策定し、若しくは変更しようとするとき、又は総合計画に基づく施策の取組状況及び成果の検証をしようとするときは、次条に規定する宇陀市総合計画審議会に諮問するものとする。

(宇陀市総合計画審議会)

第7条 前条の規定による市長の諮問に応じ、総合計画の策定若しくは変更に関し必要な事項について調査及び審議し、市長に答申し、又は総合計画に基づく施策の取組状況及び成果を客観的に検証するため、宇陀市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、必要に応じ、前項に規定する事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第8条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第9条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 行政委員会の委員
 - (2) 公共的団体等の役員
 - (3) 学識経験者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要に応じ、会議に議事に係る関係者又は専門家の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(議会の議決)

第13条 市長は、第6条の経路を経て、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(公表)

第14条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(宇陀市総合計画審議会条例の廃止)
- 2 宇陀市総合計画審議会条例(平成18年宇陀市条例第222号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に策定されている宇陀市総合計画は、この条例の規定により策定された総合計画とみなす。

字 企 第 1 9 8 号
平成29年12月21日

宇陀市総合計画審議会
会長 伊藤 忠通 殿

宇陀市長 竹内 幹郎



宇陀市総合計画について（諮問）

宇陀市総合計画条例第6条の規定に基づき、宇陀市総合計画について貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

平成30年10月23日

宇陀市長 高見省次様

宇陀市総合計画審議会
会長 伊藤忠通



第2次宇陀市総合計画について（答申）

平成29年12月21日付字企第198号で諮問のあった第2次宇陀市総合計画の基本構想について、本審議会において慎重に審議した結果、本市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものである計画として、別添（案）のとおりで妥当なものと考えます。

今後、計画の推進にあたっては、本審議会の答申を十分に尊重され、特に下記の事項に留意されるよう意見を付して答申とします。

記

1. 宇陀市民憲章を基本理念とし、宇陀市のまちづくりの方向性について、行政と市民の間での共通した意識を醸成し、総合計画の将来像の実現に向けて、努力されたい。
2. 地域住民が生涯にわたり、住み慣れた地域でいきいきと生活できる環境整備を推進するとともに、本市の魅力をより向上させながら、誰もが住み良いまちづくりや移住・定住の促進を進められたい。
3. 進行管理にあたっては、PDCA サイクルの考え方に基づいて進行管理を行い、本計画(Plan)の内容に基づいて各種取組みを推進(Do)し、評価・検証(Check)を継続的に実施されたい。加えて、必要に応じて計画の改善や見直し(Action)を行い、その結果に応じて改めて計画を立案(Plan)して行うように努められたい。
4. まちづくりの方向性について、市民に理解と協力・参画が得られるよう、本計画の趣旨と内容を広く、わかりやすく周知されたい。

平成31年1月22日

宇陀市長 高見省次様

宇陀市総合計画審議会
会長 伊藤忠通

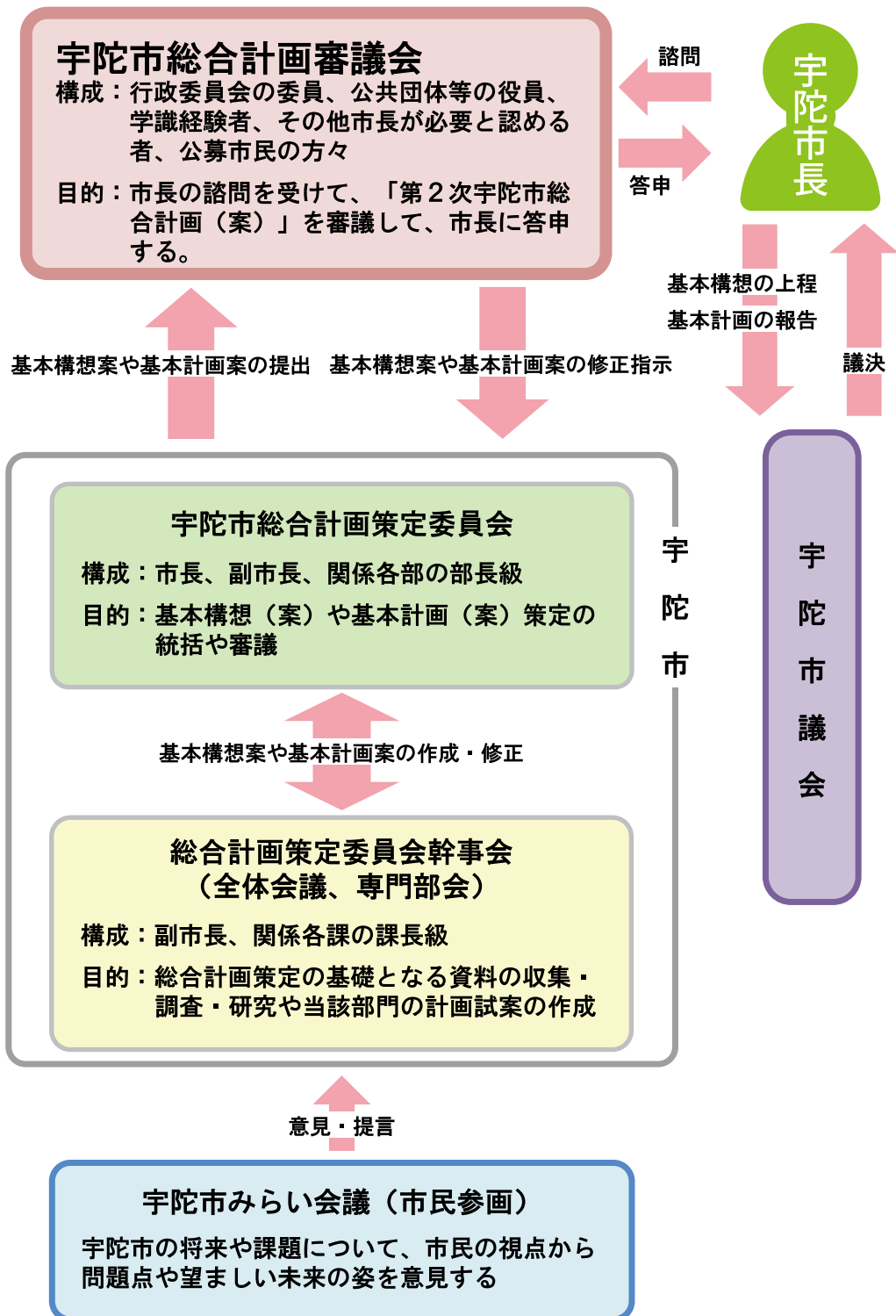


第2次宇陀市総合計画について（答申）

平成29年12月21日付字企第198号で諮問のあった第2次宇陀市総合計画の基本計画について、本審議会において慎重に審議した結果、平成30年10月23日付で答申を行った基本構想に沿った計画として、別添（案）のとおりで妥当なものとして答申します。

今後、総合計画で示す将来像の実現に向けて、基本構想の答申の意見を尊重するとともに、当計画に掲げる様々な施策が的確に推進されますことを期待します。

検討の体制



※以降、下記の略称を用いる。

宇陀市総合計画策定審議会→審議会	総合計画策定委員会幹事会(全体会議)→幹事会
宇陀市総合計画策定委員会→策定委員会	総合計画策定委員会幹事会(専門部会)→専門部会

2017年度

年	月日	内容
2017年	4月1日	宇陀市総合計画条例の施行
	7月13日 ～8月14日	第2次宇陀市総合計画策定支援業務に係る委託業者の選定
	9月1日 ～9月20日	審議会の公募委員を募集
	9月～12月	【市民】各種アンケート調査の実施 市民アンケート、転入者アンケート、転出者アンケート、 若者世代アンケート、結婚・出産・子育て世代アンケート、 中学生アンケート、高校生アンケート、 関連団体アンケート、市民団体アンケート、職員アンケート
	11月19日	【市民】宇陀市みらい会議～キックオフシンポジウム～ ・市民と市職員が参画した取組み ・市民と市職員が混在したグループで宇陀市の現状や「望ましい宇陀市の未来」に関して意見交換
	12月11日 12月15日 12月25日	【庁内】職員ヒアリング（専門部会別職員参画） ・各部会に関係する課の窓口・現場対応等を担当している職員を対象として、現況等を把握するためのヒアリングを実施
	12月21日	【有識】第1回審議会 ・市長から審議会へ諮問 ・定量的な分析やアンケート・宇陀市みらい会議・職員ヒアリングを踏まえた宇陀市の現状の共有

＜ 凡 例 ＞

【有識】：外部有識者を含む会議 【市民】：市民参画 【庁内】：庁内会議

年	月日	内容
2018年	1月12日	【庁内】 第1回専門部会 ・各種アンケートや宇陀市みらい会議・職員ヒアリングで挙げた意見を基に、宇陀市の問題点について意見交換 ・基本構想(案)の基本理念に含めるべきキーワード等を意見交換
	1月15日	
	1月17日	【市民】 宇陀市みらい会議第2弾 ・宇陀市みらい会議～キックオフシンポジウム～で挙げた意見を基に、市民の関心の高いテーマに絞り込み、将来のあるべきまちの姿や期待するまちのかたちを具体的に意見交換
	1月25日	【市民】 宇陀商工会青年部ヒアリング ・宇陀市の商工業が抱える問題点や宇陀商工会青年部として、まちづくりのために取り組みたいと思っていること等をヒアリング
	1月29日	【庁内】 第1回幹事会 ・宇陀市みらい会議や宇陀商工会青年部ヒアリング・第1回専門部会の結果を踏まえた現状や問題点に関する意見交換 ・第1回専門部会の結果を踏まえて、基本構想(案)の基本理念に関する意見交換
	2月13日	【庁内】 第1回策定委員会 ・宇陀市みらい会議等の市民参画や庁内会議の実施状況に関する報告 ・市民参画の取り組みや庁内会議で挙げた意見を踏まえて、基本構想(案)の基本理念に関する意見交換
	2月22日 2月23日	【庁内】 第2回専門部会 ・宇陀市みらい会議等の市民参画や第1回策定委員会での意見交換の結果の報告 ・基本構想(案)の基本理念の成文化に関する意見交換 ・基本構想(案)の将来像に含めるべきキーワード等を意見交換 ・基本構想(案)の目指すまちの姿の体系に関する意見交換
	3月5日	【庁内】 第2回幹事会 ・第2回専門部会の結果を踏まえた意見交換
3月20日	【有識】 第2回審議会 ・アンケートや宇陀市みらい会議等の市民参画に関する報告 ・第1回策定委員会の結果を踏まえた基本構想(案)の検討経過に関する報告 ・今後のスケジュールに関する報告	

《 凡 例 》

【有識】：外部有識者を含む会議 【市民】：市民参画 【庁内】：庁内会議

2018年度

年	月日	内容
2018年	4月16日	【庁内】 第3回専門部会
	4月17日	・基本構想(案)の基本理念・将来像の成文化に関する意見交換 ・基本構想(案)の目指すまちの姿・施策の方向性の体系及び成文化に関する意見交換
	4月24日	【庁内】 第3回幹事会 ・第3回専門部会の結果を踏まえた基本構想(案)の成文化に関する意見交換
	4月24日	【庁内】 部長と若手職員との意見交換 ・今後12年間の本市の将来を担う若手職員の視点で宇陀市の課題や今後必要な施策をグループに分かれて議論 ・議論の結果を踏まえて、若手職員と部長級が意見交換
	4月26日	【市民】 宇陀市みらい会議第3弾 ・宇陀市みらい会議第2弾で挙げた意見を基に、具体の施策の内容や優先順位・役割分担等を意見交換
	5月14日	【庁内】 第2回策定委員会 ・第3回幹事会の結果を踏まえて、基本構想(案)を成文化
	5月28日	【庁内】 第4回専門部会
	5月29日	・市民参画や庁内会議の結果を踏まえて、基本計画(案)に位置付ける具体の施策や事業・取組みに関して意見交換
	5月30日	【有識】 第3回審議会 ・第2回策定委員会の結果を踏まえて、基本構想(案)の確認
	6月6日	【庁内】 第4回幹事会 ・第3回審議会での意見を踏まえて修正した基本構想(案)の確認 ・第4回専門部会及び各課ヒアリングの結果を踏まえて、基本計画(案)に位置付ける施策に関して意見交換 ・基本計画(案)の目標設定について意見交換
	6月12日	宇陀市議会（全員協議会）へ総合計画策定の進捗を報告
	6月20日	【庁内】 第3回策定委員会 ・第4回幹事会の結果を踏まえた基本構想(案)の確認 ・第4回幹事会の結果を踏まえて、基本計画(案)に位置付ける施策について、関連付く具体の事業・取組みに関して意見交換 ・基本計画(案)の目標設定について意見交換

＜ 凡 例 ＞

【有識】：外部有識者を含む会議 【市民】：市民参画 【庁内】：庁内会議

年	月日	内容
2018年	6月27日	【庁内】 第5回専門部会 ・第4回幹事会や第3回策定委員会の結果を踏まえて、基本計画(案)に位置付ける施策について、関連付く具体の事業・取組みに関して意見照会 ・基本計画(案)の施策の方向性と施策の体系に関する意見交換 ・基本計画(案)の施策に関する意見交換 ・基本計画(案)の目標設定について意見交換
	7月1日 ～9月5日	【市民】「大好きなまち宇陀市」 絵画作品募集 ・寄せられた作品:計16点
	7月5日	【有識】 第4回審議会 ・第3回策定委員会の結果を踏まえた基本構想(案)の確認 ・基本計画(案)の施策の方向性と施策の体系に関する意見交換 ・基本計画(案)の目標設定について意見交換
	8月1日 ～8月3日	【庁内】 各課ヒアリング ・基本計画(案)の施策に基づき取り組む事業の名称、内容、目標値及び事業費について、各課にヒアリング
	8月1日 ～8月31日	基本構想(案)パブリックコメント ・寄せられた意見:計16件
	8月30日	【庁内】 第5回幹事会 ・第4回審議会の結果を踏まえた基本構想(案)の確認 ・各課ヒアリングを踏まえて作成した基本計画(案)の確認
	9月13日 9月14日	【庁内】 第6回専門部会(部会を「目指すまちの姿」別に再編して実施) ・基本計画(案)及び施策に関連付く事業の確認 ・基本計画(案)の目標設定について意見交換
	9月21日	【庁内】 第6回幹事会 ・第6回専門部会の結果を踏まえて、基本計画(案)の目標設定について意見交換
	9月28日	宇陀市議会(全員協議会)へ総合計画策定の進捗を報告

＜ 凡 例 ＞

【有識】：外部有識者を含む会議 【市民】：市民参画 【庁内】：庁内会議

年	月日	内容
2018年	10月4日	【庁内】 第4回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第4回審議会の結果を踏まえた基本構想(案)の修正の確認 ・第6回幹事会の結果を踏まえた基本計画(案)に関する意見交換 ・基本構想(案)パブリックコメントの結果の確認
	10月23日	【有識】 第5回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第4回策定委員会の結果を踏まえた基本構想(案)の修正の確認 ・審議会から市長へ基本構想の答申 ・第4回策定委員会の結果を踏まえた基本計画(案)の確認 ・基本計画(案)の目標設定について意見交換
	11月1日 ～11月20日	基本計画(案)パブリックコメント <ul style="list-style-type: none"> ・寄せられた意見:計9件
	11月19日	【庁内】 第5回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第5回審議会の結果を踏まえた基本計画(案)の修正の確認 ・基本計画(案)パブリックコメントの確認 ・各課ヒアリングの結果を踏まえて、基本計画(案)の目標設定について意見交換
	11月28日	【有識】 第6回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(案)のパブリックコメントの結果の確認 ・第5回策定委員会の結果を踏まえた基本計画(案)の確認 ・基本計画(案)の目標設定について確認
	12月18日	宇陀市議会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次宇陀市総合計画基本構想の上程、提案説明
2019年	1月18日	宇陀市議会 <ul style="list-style-type: none"> ・本議会において、基本構想を可決
	1月22日	審議会から市長へ基本計画の答申

＜ 凡 例 ＞

【有識】：外部有識者を含む会議 【市民】：市民参画 【庁内】：庁内会議

審議会の委員

宇陀市総合計画条例第9条に規定する委員は、次のとおりとする。

宇陀市総合計画条例第9条第1項第1号に規定するもの

(順不同、敬称略)

行政委員会の委員	寺澤亮一 (H29.12.1~H30.5.29)	宇陀市教育委員会委員
	吉川壽一 (H30.5.30~)	
	下村雅清	宇陀市農業委員会会長

宇陀市総合計画条例第9条第1項第2号に規定するもの

(順不同、敬称略)

公共的団体等の役員	梶本勝裕	宇陀市都市計画審議会会長
	奥本裕 (H29.12.1~H30.5.29)	宇陀市連合自治会会長
	小南貴 (H30.5.30~)	
	森井信子	宇陀市民生児童委員連合会会長
	松塚幾善	宇陀商工会会長・宇陀市観光協会会長 (総合計画審議会副会長)
	泉岡正弘	宇陀市老人クラブ連合会会長
	三本木康祐	宇陀市森林組合代表理事組合長
	中野利一	宇陀市社会福祉協議会理事
	藤村孝代	宇陀市女性の会会長
	丸岡伸作	宇陀市人権教育推進協議会会長
	山浦正太 (H29.12.1~H30.5.29)	宇陀市PTA協議会会長
井谷量規 (H30.5.30~)	宇陀市PTA協議会副会長	

宇陀市総合計画条例第9条第1項第3号に規定するもの

(順不同、敬称略)

学識経験者	伊藤忠通	奈良県立大学学長 (総合計画審議会会長)
	辻本俊秀	奈良テレビ(株)相談役
	今中佳久 (H29.12.1~H30.5.29)	(株)南都銀行榛原支店支店長
	取田博善 (H30.5.30~)	

宇陀市総合計画条例第9条第1項第4号に規定するもの

(順不同、敬称略)

その他市長が必要と認める者	西田榮作	市民委員
	原謙司	市民委員
	小松富美子	市民委員

用語	解説
AI (人工知能)	AI とは「Artificial Intelligence」の頭文字をとったもので人工知能という意味です。これまで人間にしかできなかった高度に知的な作業や判断を、コンピューターを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたものです。
COP21	COP というのは、「Conference of Parties」の頭文字をとったもので、COP21 は、2015 年にフランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第 21 回締約国会議」の略称です。2020 年で失効する京都議定書以降の新たな枠組みとして、全 196 ヶ国が参加し、世界全体の削減目標を設定したことに加え、途上国・新興国にも温暖化対策への自主的な取組みが求められるパリ協定が採択されました。
DV	DV とは、「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」の略語です。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力（身体的暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含む）のことです。
ICT	ICT とは「Information and Communication Technology」の略称で、「情報伝達技術」と訳されます。IT (Information Technology、情報技術) とほぼ同義ですが、ICT は IT にコミュニケーションの要素を含めたものです。
IoT	IoT とは「Internet of Things」の略語で、従来インターネットに接続されていなかった様々なモノが、インターネットを通じてクラウドに接続し、情報交換をしながら相互に制御する仕組みです。
IPCC	IPCC は「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略語で「気候変動に関する政府間パネル」という意味です。人為起源による気候変化やその緩和方策等に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行い、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としており、195 か国・地域が参加しています。
LGBTQ	LGBTQ は、「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)、「Queer (クィア、もともと「変な」「風変わりな」という意味で、男・女・LGBT のいずれにも当てはまらない人)」もしくは「Questioning」(クエスチョニング、男・女・LGBT のいずれに当てはまるか悩んでいる人) の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー (性的少数者) の人々を指した総称です。
SNS	SNS とは「Social Networking Service」の略語で、ウェブ上で社会的なネットワーク (Social Networking) を構築し、現実世界での知り合いやウェブ上での知り合いと交流することができるサービスのことです。
U・I・J ターン	U ターンは、地方から都市に移住したあと再び故郷に戻ること、I ターンは、生まれ育った地域 (主に都市) から他の地域へ移住すること、J ターンは、地方から大都市へ移住したあと故郷に近い中規模な都市へ移住することです。

用語	解説
アウトカム指標 (成果指標)	行政活動に関する評価指標の1つで、行政活動の成果（政策の成果）を測る指標です。受益者（国民や地域住民）の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準とします。
イノベーション	イノベーション（innovation）とは、新しい技術の発明を指すだけでなく、新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革を意味します。
インクルーシブ	インクルーシブ（inclusive）とは「包括的」という意味で、特に教育の分野で、子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセスのことをいいます。
インバウンド	インバウンド（Inbound）とは、「外国人が訪れてくる旅行」のことであり、「訪日外国人旅行」や「訪日旅行」と言うこともできます。
クラウドファンディング	クラウドファンディング（Crowdfunding）とは、群衆（Crowd）と資金調達（Funding）を組み合わせた造語で、インターネット上で不特定多数の人たちに資金提供を呼び掛け、共感した人々から資金を集める仕組みです。
グローバリゼーション	グローバリゼーション（Globalization）とは、社会的あるいは経済的な関連が、国や地域などの枠組みを超えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こすことです。
公共インフラ	インフラは「インフラストラクチャー（Infrastructure）」の略語で「産業や社会生活の基盤」という意味です。道路・鉄道・上下水道・送電網・港湾・ダム・通信施設など「産業の基盤となる施設」や学校・病院・公園・福祉施設など「生活の基盤となる施設」を指します。
合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を示します。人口を維持できる水準は2.07とされ、将来の人口が増えるか減るかをみる指標となります。
サテライトオフィス	サテライト（Satellite）は衛星という意味で、企業本社や、官公庁・団体の本庁舎・本部から離れた所に設置されたオフィスのことです。設置場所によって都市型、地方型、郊外型の3種類に分類することができます。本拠の“サテライト＝衛星”のように存在することから、このように名付けられました。
「自助」「互助」「共助」「公助」	それぞれ社会福祉等の役割を担う主体を表したものです。自助は自分で自分を助けること、互助は家族、近隣の方々で共に助けあうこと、共助は社会保険のような制度化された相互扶助のこと、公助は「自助」「互助」「共助」では対応できない生活保障を行う社会福祉制度のことです。

用語	解説
循環型社会	循環型社会とは、廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のことです。
食育	食育とは、様々な体験を通じて、「食」に関する知識とバランスの良い「食」を選択する力を育むことです。
ソーシャルメディア	ソーシャルメディア（Social media）とは、インターネットを通じて不特定多数の利用者が双方向のコミュニケーションを取ることで、情報の共有や拡散が生まれることによって成り立っている新たなメディアです。
脱炭素社会	脱炭素社会とは、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出が少ない社会のことです。
地産地消	「地域生産・地域消費」の略語で、地域で生産された産物（主に農水産物）を、その地域で消費することをいいます。
テレワーク	テレワークとは「Tele」（遠く（離れた場所））と「work」（働く）を合わせた造語で、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。
ハイリスク者	主に、自殺の危険性が高い集団のことを言います。
ハザードマップ	ハザードマップ（Hazard map）とは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のことです。
ヒートアイランド現象	ヒートアイランド現象とは、空調機器や自動車などから排出される人工排熱や道路舗装、建築物の増加等によって、都市部の気温がその周辺の郊外に比べて高くなる現象のことです。
フィードバック	フィードバック（Feedback）とは帰還という意味で、業務内での行動などを評価した結果を、その行動した人や組織等に伝え返すことをいいます。
プログラミング	プログラミング（Programming）とは、コンピューターへの指示であるプログラム（Program）を作成することです。2020年度より順次小学校～高校で「プログラミング教育」が必修化されます。
ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザイン（Universal Design）とは、年齢、性別、国籍、身体など、個々の人の特性や能力に関係なく、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた施設・製品・情報などの設計（デザイン）のことです。
ワーク・ライフ・バランス	ワーク・ライフ・バランス（Work Life Balance）は「仕事と生活の調和」と訳され、「仕事」と「仕事以外の生活」の両立、それらのバランスという意味で用いられる言葉です。仕事が生産を支え、喜びや楽しみを実感できる場であるべきなのと同様に、趣味や友人、近隣の方とのふれあいなど、生活そのものの充実も仕事を支える重要な要素であるという考え方です。

第2次宇陀市総合計画

平成31年3月

発行/編集 宇陀市 企画財政部 企画課
〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3
電話 0745-82-1362 FAX 0745-82-3900



奈良県宇陀市
UDA CITY, NARA PREFECTURE